

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ファーストコーポレーション株式会社	コード	1430
提出日	2026/7/15	異動(予定)日	2026/7/15
独立役員届出書の提出理由	小野貴樹氏が当社取引銀行の顧問を退任し、退任から一定期間が経過していることに加え、同行との取引が当社の経営判断に直接的な影響を及ぼす状況にはないため、十分な独立性を有していると判断したため独立役員として届出します。		
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	藤本 聡	社外取締役	○										△				有
2	柴山 久雄	社外取締役	○										△				有
3	小野 貴樹	社外取締役	○										△			指定	有
4	諸橋 隆章	社外取締役	○														有
5	植野 和宏	社外取締役	○														有
6	足立 学	社外取締役															

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	藤本聡氏は、当社の取引銀行である㈸みずほコーポレート銀行(現 ㈸みずほ銀行)の出身であります。	藤本聡氏は金融機関及び事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督頂くとともに有益な意見を頂いております。同氏は引き続き経営への助言や業務遂行に対する適切な監督等の職務を果たして頂けると期待できると判断したため、選任しております。
2	柴山久雄氏と当社の間には過去に業務委託契約を締結しておりましたが、その取引額は軽微であり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断しております。	柴山久雄氏は事業会社における経営者としての豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、社外取締役として、当社の経営を適切に監督頂くとともに有益な意見を頂いております。同氏は引き続き経営への助言や業務遂行に対する適切な監督等の職務を果たして頂けると期待できると判断したため、選任しております。
3	小野貴樹氏は、当社の取引銀行である㈸三井住友銀行の出身ですが、2024年8月31日付で同行の顧問を退任しており、退任から一定期間が経過していることに加え、同行との取引が当社の経営判断に直接的な影響を及ぼす状況にはないため、十分な独立性を有していると判断しております。	小野貴樹氏は金融機関における豊富な経験により、深い見識と広範な知見を有しておられ、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督等の職務を果たしていただけると期待できると判断したため、選任しております。
4		諸橋隆章氏は弁護士として企業法務に関する深い知識と豊富な専門的知見を有しておられ、社外監査等委員として、当社の経営を適切に監督頂くとともに有益な意見を頂いております。同氏は引き続き経営に対する適切な助言、監督を行って頂けると期待できると判断したため、選任しております。
5		植野和宏氏は公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な専門知識と経験を有しておられ、社外監査等委員として、当社の経営を適切に監督頂くとともに有益な意見を頂いております。同氏は引き続き経営に対する適切な助言、監督を行って頂けると判断したため、選任しております。
6		足立学氏は一時取締役(監査等委員である取締役)です。同氏は弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しており、その専門的見地から取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の充実に資することが期待されるため、選任しております。

4. 補足説明

足立学氏は独立役員の要件を満たしておりますが、一時取締役(監査等委員)であり、8月25日に任期となるため独立役員には選任しません。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものとご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

※4 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※5 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※6 独立役員の選任理由を記載してください。

※7 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。